



所得税に係る定額減税Q&A

Q1 公的年金から源泉徴収される所得税の**定額減税**とはなんですか。

A1 **定額減税**とは、令和6年度税制改正により、国内居住である納税者および扶養親族（配偶者を含みます。）1人につき、令和6年分の所得税3万円を減税することをいいます。ただし、定額減税の額が対象者の所得税額を超える場合は、その所得税額が限度となります。

【定額減税の額が30,000円、各支給期の所得税額が3,000円である方の定額減税の例】

支給期	減税前所得税額	減税後所得税額	定額減税の残額
令和6年 2月	3,000 円	3,000 円	—
令和6年 4月	3,000 円	3,000 円	—
令和6年 6月	3,000 円	0 円	27,000 円
令和6年 8月	3,000 円	0 円	24,000 円
令和6年 10月	3,000 円	0 円	21,000 円
令和6年 12月	3,000 円	0 円	18,000 円
令和7年 2月	3,000 円	3,000 円	—

減税対象期間

定額減税の額30,000円を上限として、合計12,000円を減税
源泉徴収票の摘要欄に記載

減税後、0円となった

定額減税の額30,000円から各支給期で減税した額を差し引き、残額は18,000円となった
源泉徴収票の摘要欄に記載

注：個人住民税に係る定額減税については、お住まいの市区町村にお問い合わせください。

Q2 定額減税により令和6年中に減税された額は、どのように確認すればよいですか。

A2 令和6年分の源泉徴収票の「(摘要)」欄にて確認できます。
源泉徴収時所得税減税控除済額は、令和6年6月定期支給から令和6年12月定期支給までに減税された所得税の合計額、**控除外額(控除していない額)**は、定額減税しきれなかった残額です。
「(摘要)」欄に定額減税に関する記載がない方は、減税する所得税がなかった方※です。

※定期支給期ごとに所得税額を計算した結果、所得税額が0円の方(源泉徴収されない方)

【上記A1における「(摘要)」欄の記載例】

令和 6 年分		公的年金等の源泉徴収票	
支払	住所又は	基礎年金番号	種別-年金証書番号
	東京都千代田区神田駿河台2-9-5	9450 - 654321	31 - 12345678
(摘要)			
源泉徴収時所得税減税控除済額 12,000円、控除外額(控除していない額) 18,000円			
支払者	所在地	法人番号	8700150003179
名称	公立学校共済組合	電話番号	03-5259-1122

Q3 定額減税しきれなかった残額はなんですか。

A3 令和6年12月定期支給までに定額減税しきれなかった残額については、お住まいの市区町村から「調整給付」として給付を受けられる場合があります。詳しくはお住まいの市区町村にご相談ください(下部の**調整給付に関する情報**も併せて参考にしてください。)

Q4 年金のほかに給与収入もあり、給与からも所得税額の定額減税がされています。重複控除となりますが、どうすればよいですか。

A4 原則、重複控除分については確定申告で精算を行うこととなりますが、従来どおり、確定申告を省略できる方(令和6年中の公的年金等の収入の合計額が400万円以下であって、かつ、公的年金等以外の所得金額が20万円以下の方)は、必ずしも確定申告をする必要はありません。

所得税の定額減税に関する情報はこちら

国税庁のホームページ
(定額減税特設サイト)



調整給付に関する情報はこちら

内閣官房のホームページ



個人住民税に関する情報はこちら

総務省のホームページ

